

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成26年3月7日(金)

厚生労働省年金局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省職業安定局

目 次

1	厚生労働省・年金局資料.....	1
2	文部科学省・初等中等教育局資料.....	5
3	厚生労働省・職業安定局資料.....	13

年金局

知的障害者・精神障害者の障害年金受給に係るサンプル調査等について

1. 障害者手帳を有している者の中には、本来、障害年金を受給できるにも関わらず、障害年金の請求を行っていない者も含まれている可能性もあるのではないかと問題提起から、先般、平成 22 年 2 月から 24 年 2 月にかけて身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査を行ったところである。

これを受けて、知的障害者・精神障害者についても、障害年金を受給していない者について、その原因を把握することで、今後の障害年金の請求漏れを防止のための施策に活用することを目的として、障害年金受給に係るサンプル調査を行うことを検討中である。

調査方法については、身体障害者に係る調査方法を基本とし、各自治体が保有する知的障害者・精神障害者の障害者手帳交付台帳（または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による障害福祉サービスの支給管理台帳）に係る任意のサンプル情報の提供を依頼して、この提供を受けた障害者のデータを日本年金機構における年金受給者情報と突合し、障害年金を受給していない障害者を抽出の上、「障害年金を受給していない理由」を尋ねるアンケート調査を行うことを考えている。

現在、関係機関や団体の意見を聞きながら、調査設計を行っているところであり、改めて調査方法をお示するが、その際にはご協力をいただくよう、よろしくお願ひしたい。

（参考）身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査の結果

335 人中、295 人から回答。（複数回答可）

○障害の程度が年金の基準外等（受給権がなかった）	143 件（48%）
○障害年金の制度を知らなかった	58 件（19%）
○障害年金に該当しないと思った	41 件（13%）
○手続き方法がわからなかった	15 件（5%）
○他制度を受給	12 件（4%）
○よくわからない	41 件（13%）
○その他	1 件（1%）

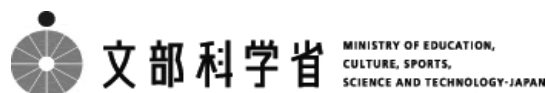
2. また、身体障害者の障害年金受給に係るサンプル調査で「障害年金の制度を知らなかった（19%）」等との回答があったことから、3 月中に通知で具体的にお示しする予定であるが、都道府県や市区町村の障害保健福祉担当窓口等におかれては、今後配布する日本年金機構作成のリーフレット・パンフレットを活用いただいて、以下のような方法で障害年金制度の周知にご協力をいただくよう、よろしくご対応願ひたい。

- (1) 障害者手帳と同じ大きさのリーフレットを手帳交付時に手帳に挟んで配布していただく。
- (2) 「障害年金請求のご案内」のパンフレットを既に置いていただいている窓口のほか、保健所、精神保健福祉センターも含め、パンフレットを配置していただく。
- (3) 障害支援事業所（基幹相談支援センターを含む。）において、障害者からの相談時に障害年金のパンフレットを活用して障害年金を周知し、年金事務所等の障害年金の相談窓口を案内していただく。
- (4) 知的・精神障害者の障害福祉サービス申請窓口や自立支援医療の申請窓口においてもパンフレットを配置していただく。
- (5) 自治体の広報誌に記事を掲載していただく。

文部科学省

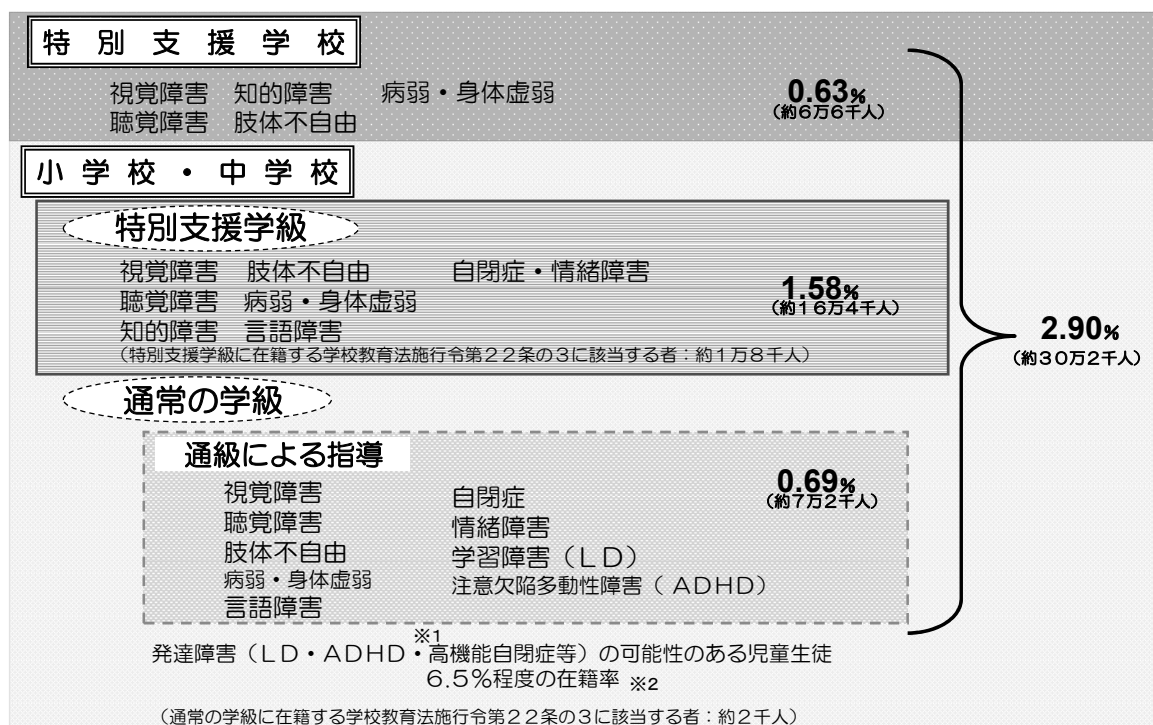
特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
課長補佐(併) 発達障害支援専門官
三輪 善英



○特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

義務教育段階の全児童生徒数 1040万人



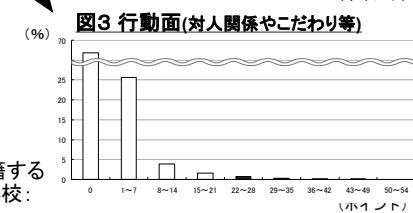
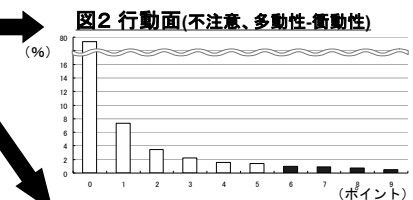
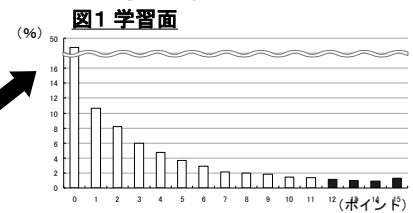
※1 LD (Learning Disabilities): 学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder): 注意欠陥多動性障害
※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。
(※2を除く数値は平成24年5月1日現在)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)
 平成24年12月公表(文部科学省調査)

複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%~3.9%)
B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)



※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数:53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)③

表② 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の男女別集計

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
男子	9.3% (8.9%~9.8%)	5.9% (5.6%~6.3%)	5.2% (4.8%~5.5%)	1.8% (1.7%~2.1%)
女子	3.6% (3.3%~3.8%)	2.9% (2.7%~3.2%)	1.0% (0.9%~1.1%)	0.4% (0.3%~0.5%)

表③ 知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

<小学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)	5.7% (5.3%~6.0%)	3.5% (3.2%~3.7%)	1.3% (1.1%~1.4%)
第1学年	9.8% (8.7%~10.9%)	7.3% (6.5%~8.3%)	4.5% (3.9%~5.3%)	1.5% (1.1%~1.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)	6.3% (5.6%~7.1%)	3.8% (3.2%~4.5%)	1.5% (1.1%~2.0%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)	5.5% (4.8%~6.3%)	3.3% (2.8%~3.9%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第4学年	7.8% (6.9%~8.8%)	5.8% (5.0%~6.6%)	3.5% (2.9%~4.2%)	1.2% (0.9%~1.7%)
第5学年	6.7% (5.9%~7.7%)	4.9% (4.2%~5.7%)	3.1% (2.6%~3.7%)	1.1% (0.9%~1.5%)
第6学年	6.3% (5.6%~7.2%)	4.4% (3.8%~5.1%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.3% (1.0%~1.7%)

<中学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
中学校	4.0% (3.7%~4.5%)	2.0% (1.7%~2.3%)	2.5% (2.2%~2.8%)	0.9% (0.7%~1.1%)
第1学年	4.8% (4.1%~5.7%)	2.7% (2.2%~3.3%)	2.9% (2.4%~3.6%)	0.8% (0.6%~1.2%)
第2学年	4.1% (3.5%~4.8%)	1.9% (1.5%~2.3%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第3学年	3.2% (2.7%~3.8%)	1.4% (1.1%~1.9%)	1.8% (1.4%~2.3%)	0.9% (0.6%~1.3%)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要) ④

調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(1) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表④ 校内委員会における現在の特別な教育的支援の必要性の判断状況

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	18.4% (16.6%~20.3%)
必要と判断されていない	79.0% (76.9%~81.1%)
不明	2.6% (1.6%~4.1%)

表⑤ 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	55.1% (52.8%~57.4%)
過去、いずれかの支援がなされていた	3.1% (2.5%~3.9%)
いずれの支援もなされていない	38.6% (36.4%~40.9%)
不明	3.1% (2.1%~4.7%)

※「現在、いずれかの支援がなされている」とは、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※1)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。
※「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、現在、いずれかの支援がなされている児童生徒(推定値55.1%)以外のうち、表⑥-1~⑥-7に示す各設問等における各回答(※2)の一つあるいは複数で該当した場合を指す。

表⑥-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※1	2.4% (1.9%~3.0%)
他校通級※1	1.5% (1.2%~2.0%)
受けていない	93.3% (91.8%~94.6%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値93.3%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級※2	0.8% (0.5%~1.2%)
他校通級※2	0.9% (0.6%~1.3%)
受けていない	97.4% (96.7%~98.0%)
不明	0.9% (0.5%~1.5%)

表⑥-3 「個別的教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	7.9% (6.7%~9.3%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.3% (0.9%~1.8%)
作成していない	88.2% (86.2%~89.8%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している※1	9.9% (8.5%~11.4%)
現在はないが過去に作成していた※2	1.8% (1.3%~2.3%)
作成していない	85.6% (83.6%~87.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている※1	8.5% (7.3%~9.8%)
現在はなっていないが過去になっていた※2	1.4% (1.0%~2.0%)
なっていない	87.2% (85.3%~88.8%)
不明	3.0% (1.9%~4.5%)

表⑥-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	26.3% (24.3%~28.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	3.9% (3.1%~4.7%)
行っていない	67.1% (64.8%~69.4%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

表⑥-7 授業時間内の教室内的個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く
※座席市の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている※1	44.6% (42.4%~46.9%)
現在は行っていないが過去に行っていた※2	2.7% (2.1%~3.5%)
行っていない	49.9% (47.7%~52.2%)
不明	2.7% (1.7%~4.3%)

-4-

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要) ⑤

調査結果 <Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況>

(2) 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒(推定値6.5%)のうち、校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒(推定値18.4%)の受けている支援の状況は、以下の表のとおり。

表⑦ 校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援状況の概観

	推定値 (95%信頼区間)
現在、いずれかの支援がなされている	92.2% (89.4%~94.3%)
過去、いずれかの支援がなされていた	1.8% (1.0%~3.2%)
いずれの支援もなされていない	6.0% (4.2%~8.5%)
不明	—

※「現在、いずれかの支援がなされている」、「過去、いずれかの支援がなされていた」とは、表⑧と同様に集計。

表⑧-1 現在の通級による指導の状況

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	10.1% (7.7%~13.2%)
他校通級	6.9% (5.1%~9.3%)
受けていない	83.0% (79.4%~86.0%)
不明	—

表⑧-2 過去の通級による指導の状況

※現在、通級による指導を受けていないと回答した児童生徒(推定値83.0%)を対象

	推定値 (95%信頼区間)
自校通級	2.0% (1.1%~3.6%)
他校通級	1.7% (0.8%~3.5%)
受けていない	95.0% (92.5%~96.7%)
不明	1.4% (0.6%~3.1%)

表⑧-3 「個別的教育支援計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	32.1% (27.0%~37.7%)
現在はないが過去に作成していた	2.4% (1.4%~4.0%)
作成していない	65.5% (59.9%~70.8%)
不明	—

表⑧-4 「個別の指導計画」の作成状況

	推定値 (95%信頼区間)
作成している	43.2% (38.0%~48.5%)
現在はないが過去に作成していた	2.8% (1.7%~4.6%)
作成していない	54.0% (48.7%~59.2%)
不明	—

表⑧-5 特別支援教育支援員の支援対象

※支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む

	推定値 (95%信頼区間)
なっている	32.4% (27.8%~37.4%)
現在はなっていないが過去になっていた	4.3% (2.7%~6.8%)
なっていない	62.9% (58.0%~67.6%)
不明	0.3% (0.1%~1.4%)

表⑧-6 授業時間以外の個別の配慮・支援の状況

※補習授業の実施、宿題の工夫等

	推定値 (95%信頼区間)
行っている	48.7% (43.8%~53.6%)
現在は行っていないが過去に行っていた	4.0% (2.7%~5.9%)
行っていない	47.3% (42.5%~52.2%)
不明	—

表⑧-7 授業時間内の教室内的個別の配慮・支援の状況

※特別支援教育支援員による支援を除く
※座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等

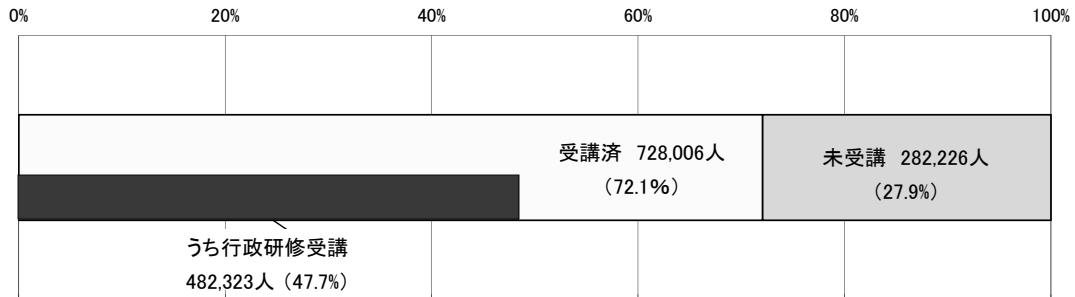
	推定値 (95%信頼区間)
行っている	73.7% (69.5%~77.5%)
現在は行っていないが過去に行っていた	3.7% (2.2%~6.0%)
行っていない	22.7% (18.9%~26.9%)
不明	—

-5-

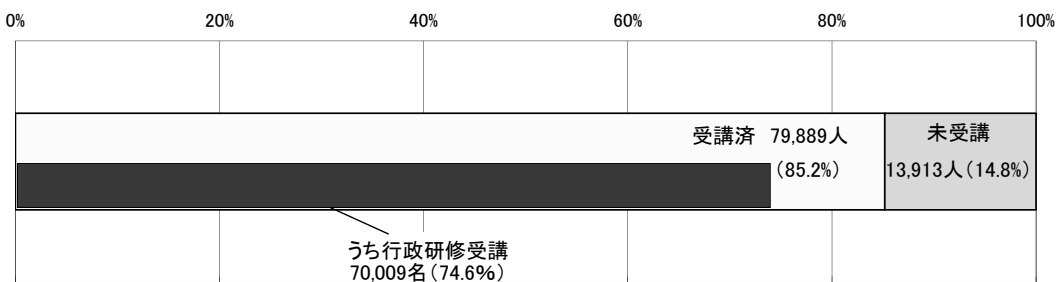
○特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成24年9月1日現在)～

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率—全国集計グラフ(平成24年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率—全国集計グラフ(平成24年度)

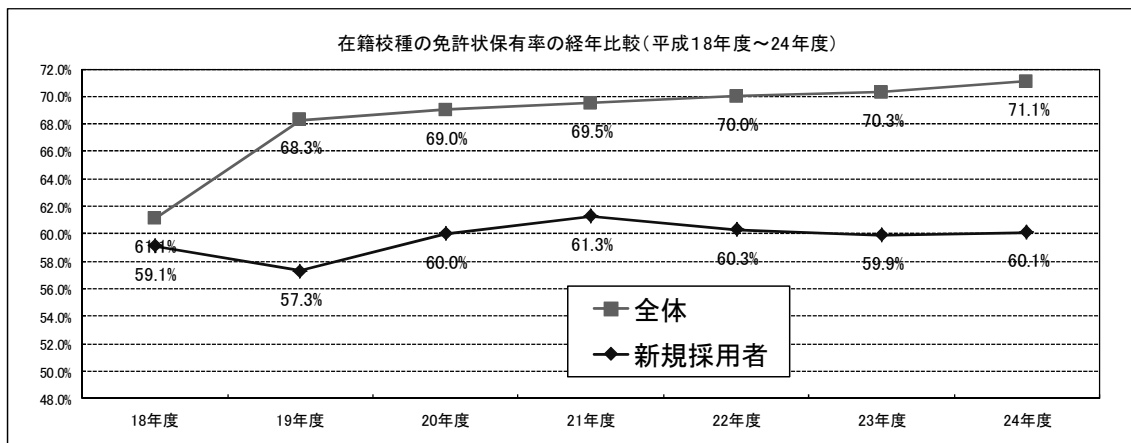


-6-

○特別支援教育の現状 ～特別支援学校教諭等免許状の保有状況～

特別支援学校教諭等免許状の保有状況 (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(平成24年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度～24年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

-7-

○平成26年度特別支援教育関係予算等 ～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実～
平成26年度予算額(案) 131億円 (平成25年度予算額99億円)

就
学
前

(早期支援)

【拡充】早期からの教育相談・支援体制構築事業 335百万円(70百万円)

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。 ◆16地域 → 40地域 ◆早期支援コーディネーター 約50人配置 → 約120人配置



(学習上の支援及び教材の開発)

【新規】学習上の支援機器等教材活用促進事業 584百万円

障害のある児童生徒等の学習上の困難軽減のため、ニーズのある利用しやすい支援機器等の教材開発を支援する。さらに、支援機器等アドバイザーを活用した指導方法の実践研究を行うとともに、支援機器等教材についての情報を一元的に集約・データベース化し、全国的な活用を促進する。また、デジタル教材等の教科書デジタルデータを活用した音声教材等の効率的な製作方法の調査研究等を行う。

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材普及促進事業(特総研)
◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト



学
校
教
育

(教職員の専門性向上)

【拡充】発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業 586百万円(78百万円)

発達障害に関する教職員の専門性の向上を図るため、拠点校での研修などの実践的な取組等や大学における教職員の育成プログラム開発事業に加え、発達障害の可能性のある児童生徒を念頭に置き、外部人材を活用することにより、クラス全体にとってわかりやすい指導の工夫など早い段階からの支援の在り方について研究事業を行う。

◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業(新規) 40地域・5大学・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
◆発達障害理解推進拠点事業(拡充) 18校・地域→40校・地域 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業(拡充) 4大学→7大学

(人的配置の充実)

【拡充】加配教職員定数

発達障害や比較軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等。 ◆235人の改善増



(学校施設整備)

特別支援学校の教室不足解消のための補助制度の創設

廃校になった施設や、既存の公立小中・高等学校の空き教室を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備。 ◆補助率:1/3



(キャリア教育・就労支援等、個々の能力・才能を伸ばす教科指導等の充実)

【新規】自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 449百万円

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 40地域・就職支援コーディネーター 約40人配置
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 27地域・自立活動等担当教員 約30人配置



(就学の支援)

特別支援教育就学奨励費負担等 10,151百万円(8,403百万円)

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者への経済的負担軽減のため、通学費、学用品費等の経費を援助。
◆高校授業料無償化制度の見直しによる対応 特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援を拡充

自
立
と
社
会
参
加

■共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築(インクルーシブ教育システム構築事業)等

8-

職業安定局

障害保健福祉関係主管課長会議

平成26年3月



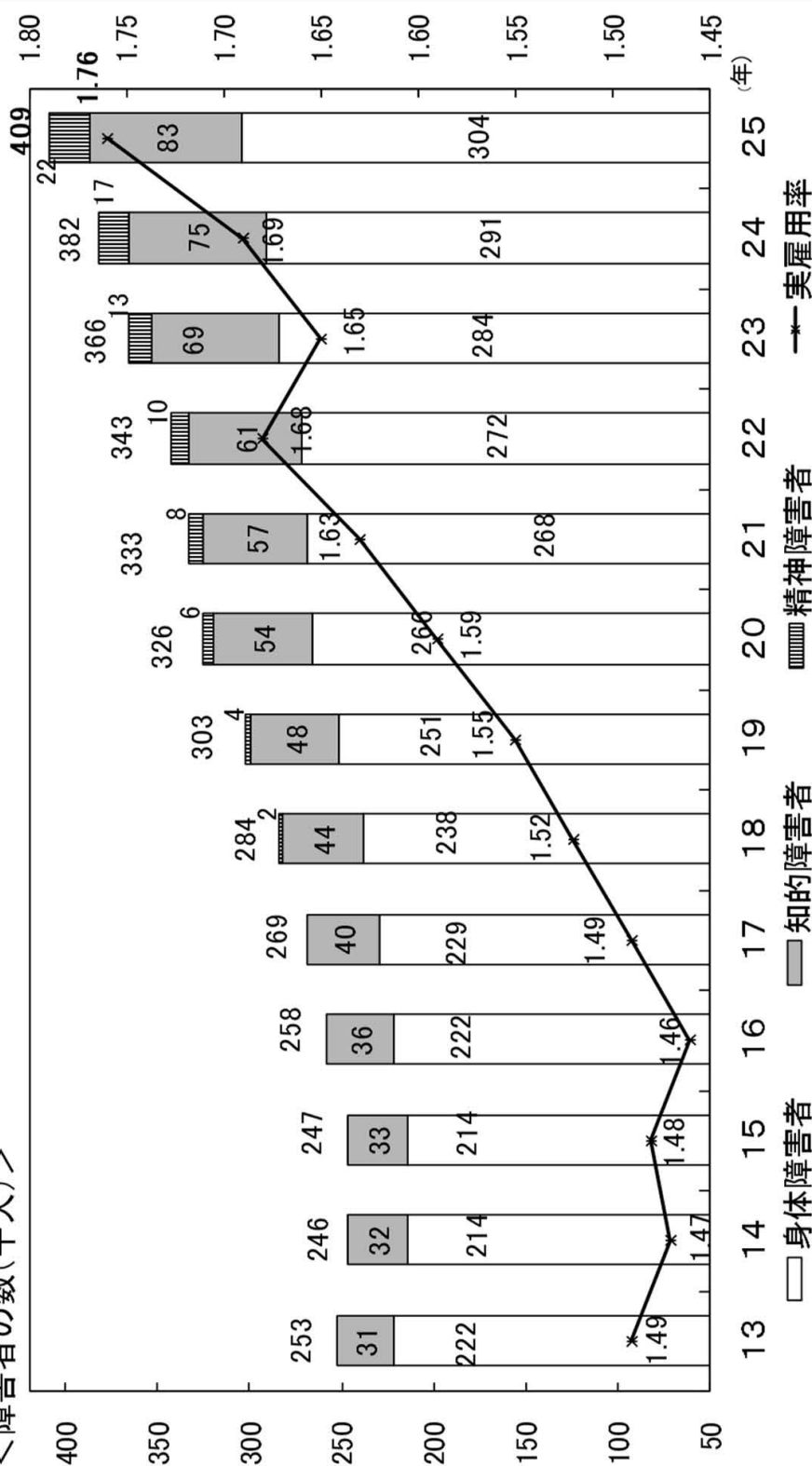
厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課

障害者雇用の状況

(平成25年6月1日現在)

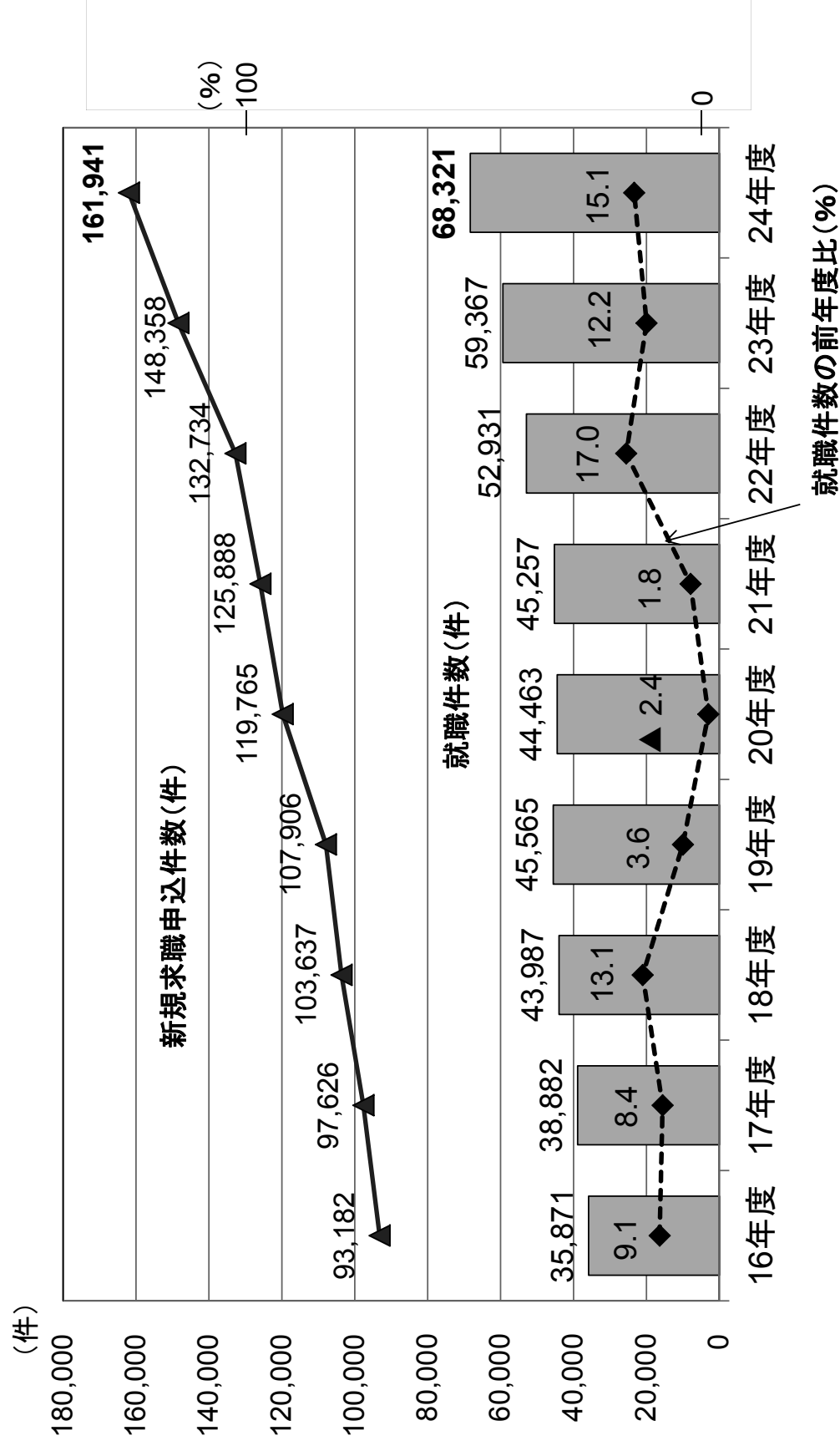
- 民間企業の雇用状況 実雇用率 1.76% 法定雇用率達成企業割合 42.7%
- 法定雇用率には届かないものの、雇用者数は10年連続で過去最高を更新し、数、率ともに過去最高の伸び幅。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>



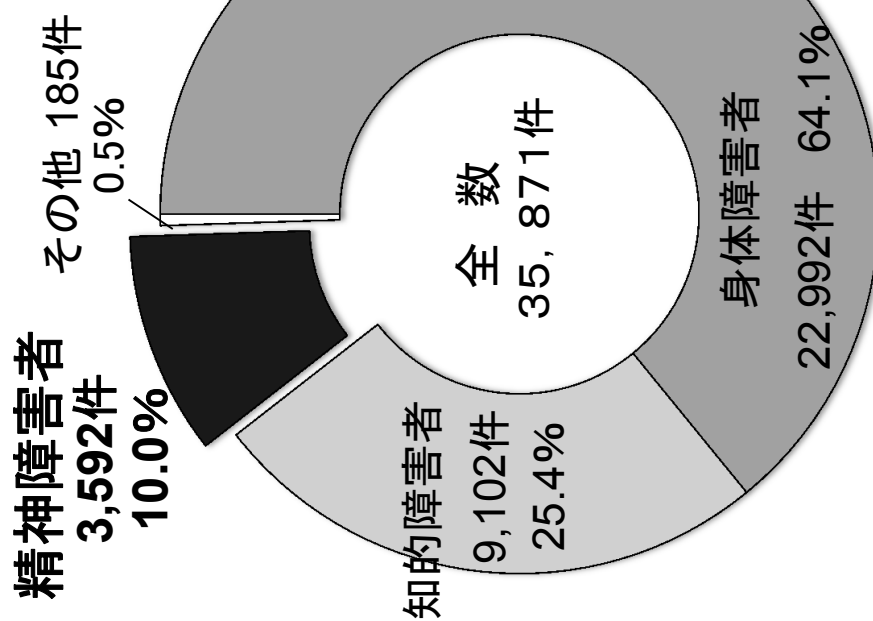
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成24年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は68,321件と3年連続で過去最高を更新。

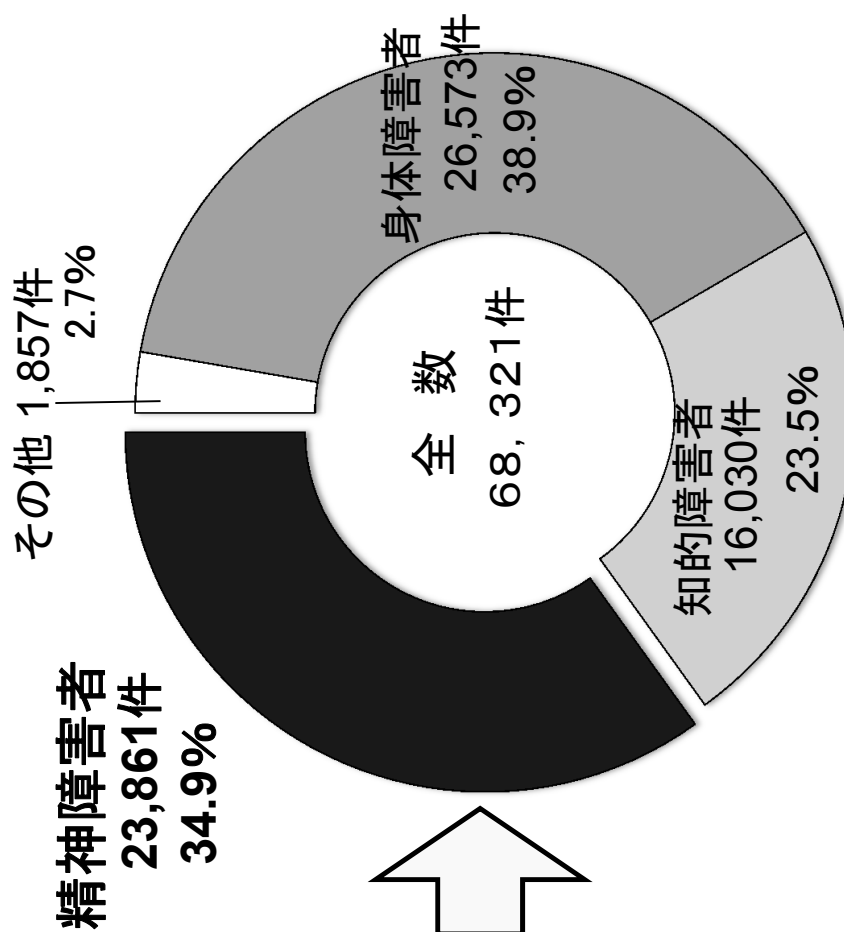


ハローワークの障害種別の職業紹介状況（就職件数）

平成16年度

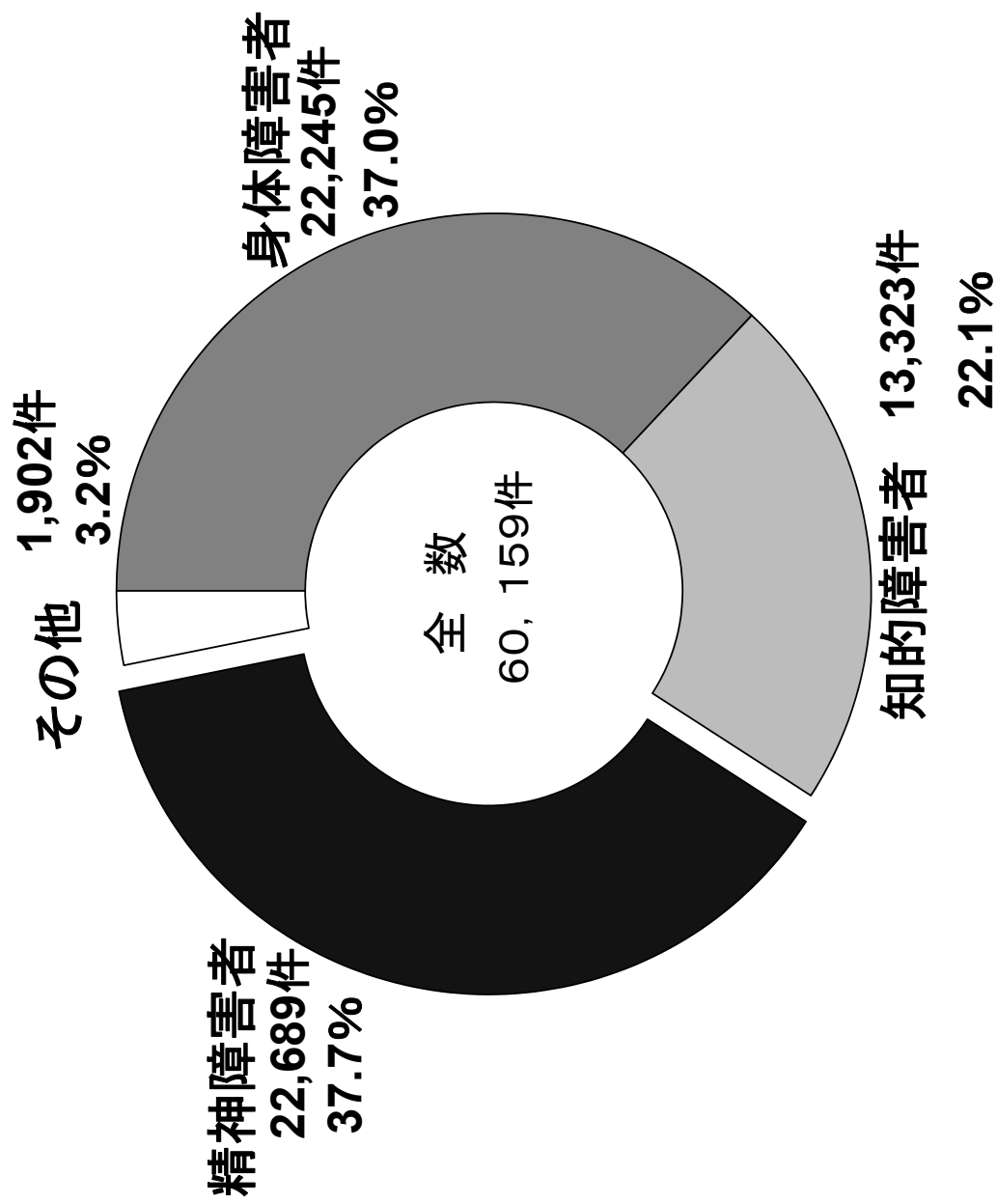


平成24年度



ハローワークの障害種別の職業紹介状況（就職件数）

（平成25年4月～12月）



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→ (1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日（平成25年6月19日））

障害者に対する就労支援の推進

～平成26年度障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成26年度予算額 258. 4 (217. 2)億円

※括弧書きは前年度予算額

I 改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進

46(34)百万円

II 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進

52. 0(30. 2)億円

◆精神障害者への大幅な就労支援の強化

- ◇ 事業主がハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用し、試行雇用終了後に常用雇用への移行を促進する「障害者トライアル雇用事業」について、精神障害者の試行雇用期間を最大12か月に拡充(Ⅳの一部再掲)
- ◇ ハローワークの「精神障害者雇用トータルサポーター」を拡充し専門的支援の強化
- ◇ 地域、企業規模、産業等に応じた精神障害者・発達障害者の雇用ノウハウの蓄積を図るためのモデル事業の実施 等(Ⅲの一部再掲)

◆発達障害者・難病患者への就労支援の着実な実施

- ◇ ハローワークの「就職支援ナビゲーター(発達障害者支援分)」を拡充し、きめ細かな支援を実施等
- ◇ ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターとの連携を強化等

III 中小企業に重点を置いた支援策の充実や地域の関係機関との連携等による

66. 1(52. 5)億円

「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進

- ◆ 中小企業等に対し障害者雇用に関する課題へのコンサルティング等の実施等
- ◆ 地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進
 - ◇ 中小企業の障害者雇用への不安等を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを配置し、福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、職場実習の推進や事業所見学会等を実施
 - ◇ 就業面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」における職場定着支援の機能強化
 - ◇ 医療機関を活用した精神障害者の就労支援のモデル事業の実施

IV 障害者雇用の更なる促進のための環境整備

29. 7(9. 6)億円

- ◆ ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制の強化等によるハローワークのマッチング機能の強化や「障害者トライアル雇用事業」の改革・拡充を実施

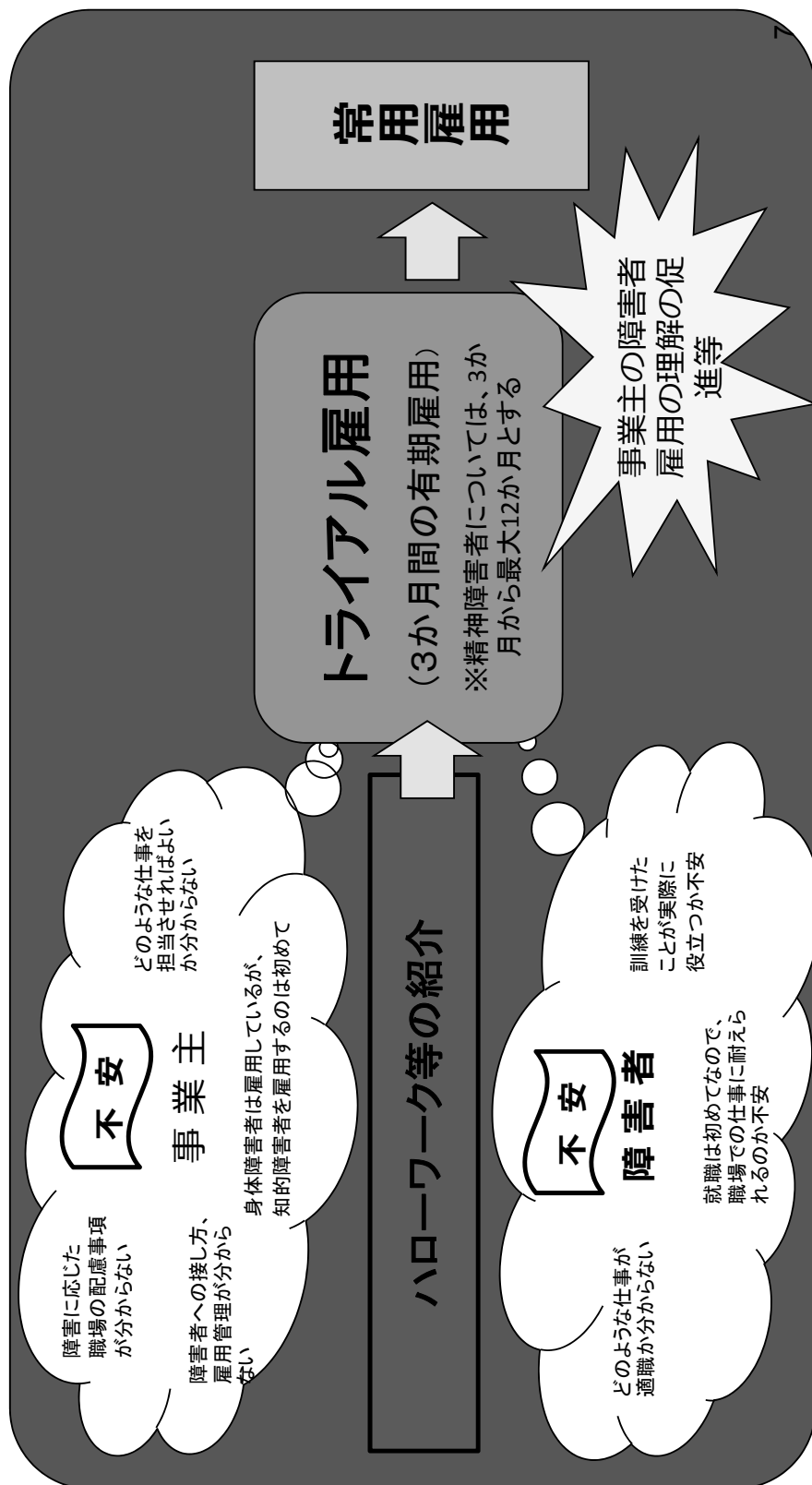
V 障害者の職業能力開発支援の強化

58. 9(50. 5)億円

「トライアル雇用」による障害者雇用の推進 ～障害者トライアル雇用事業～

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。

また、事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額4万円、最大3ヶ月）を支給し、その取組を促進しています。

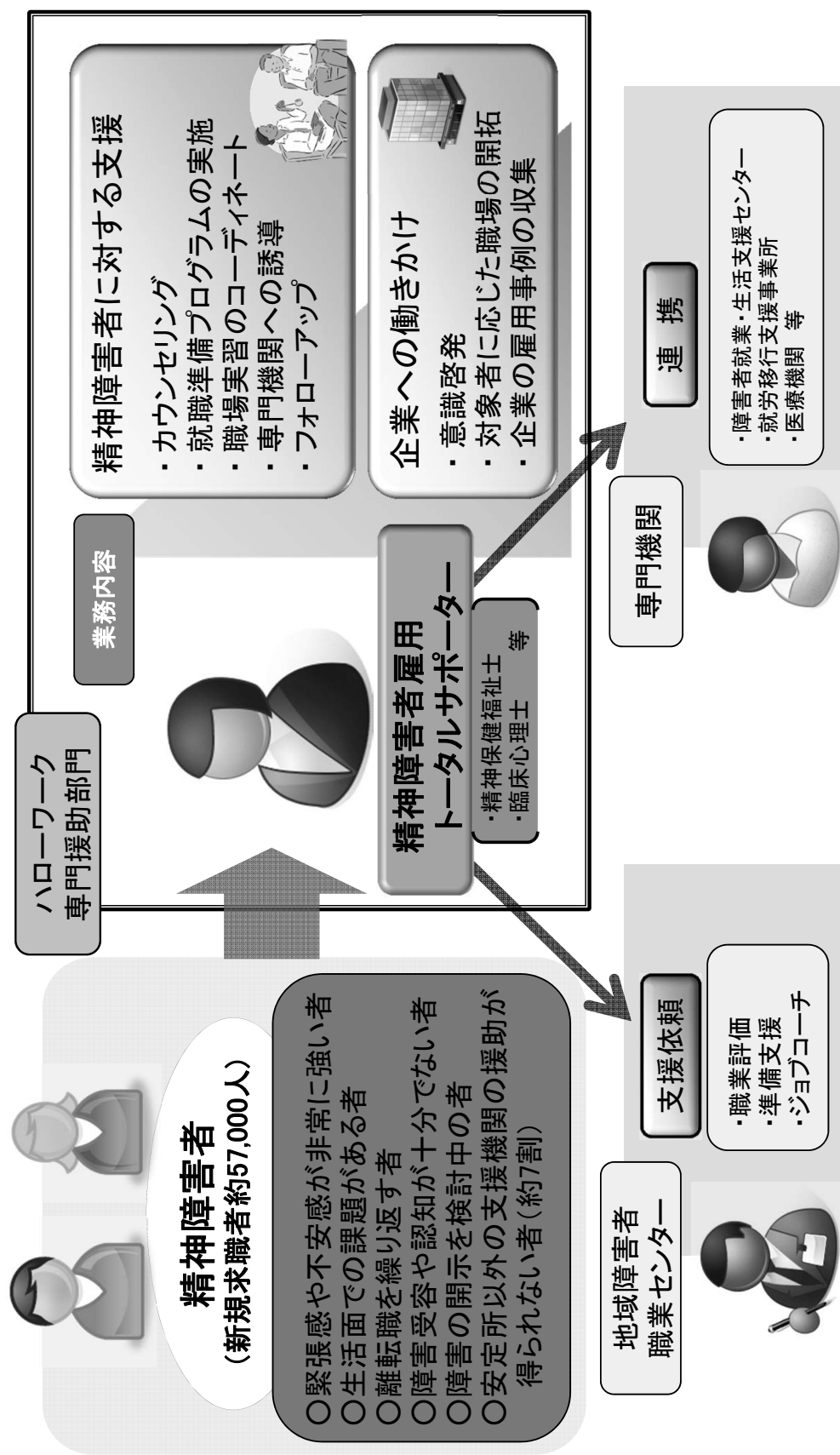


精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用にに関する意識啓発などの業務を実施

○平成24年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 61.7% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合

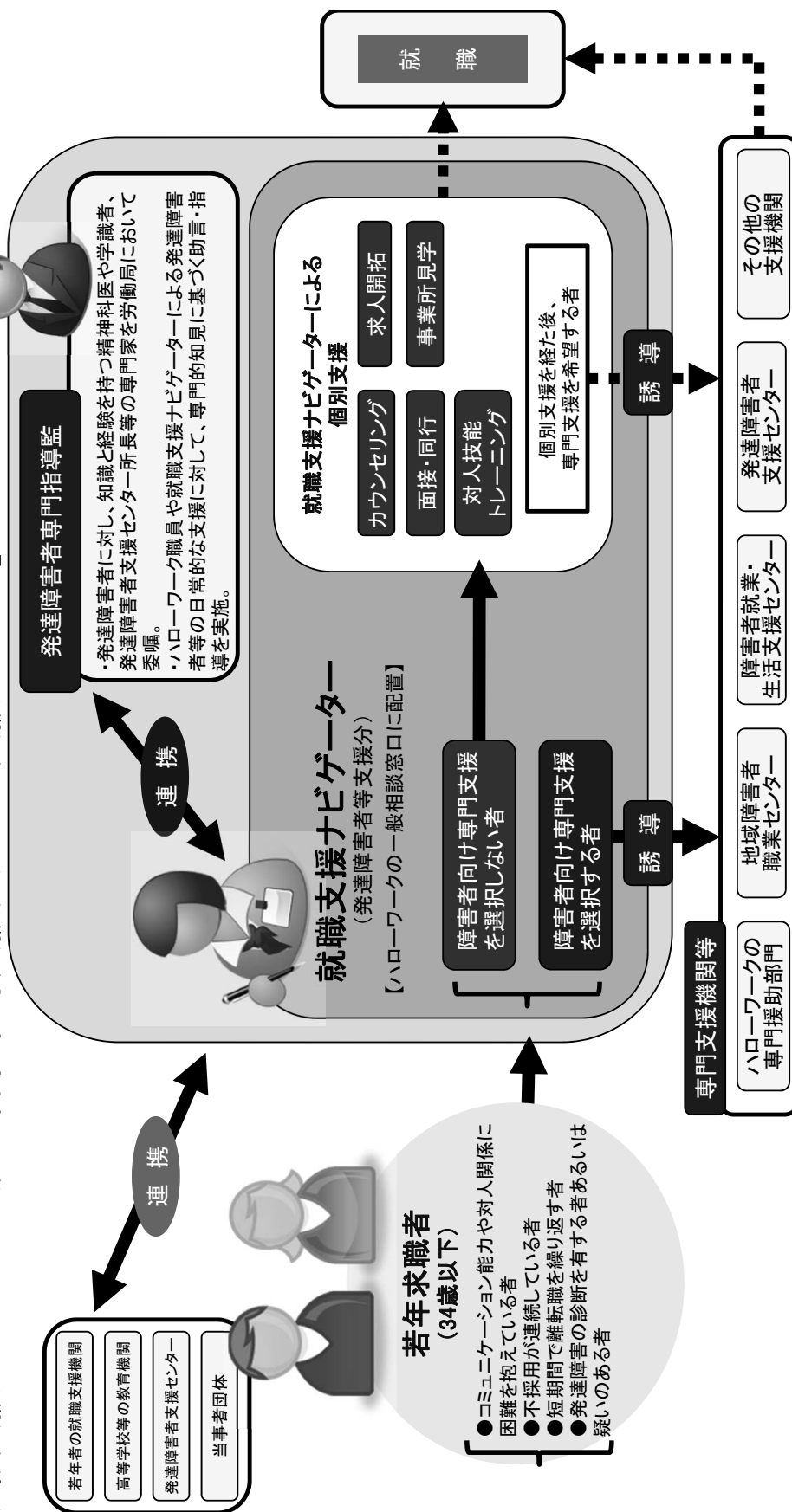


若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

●ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。

- ①若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。
- ②発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

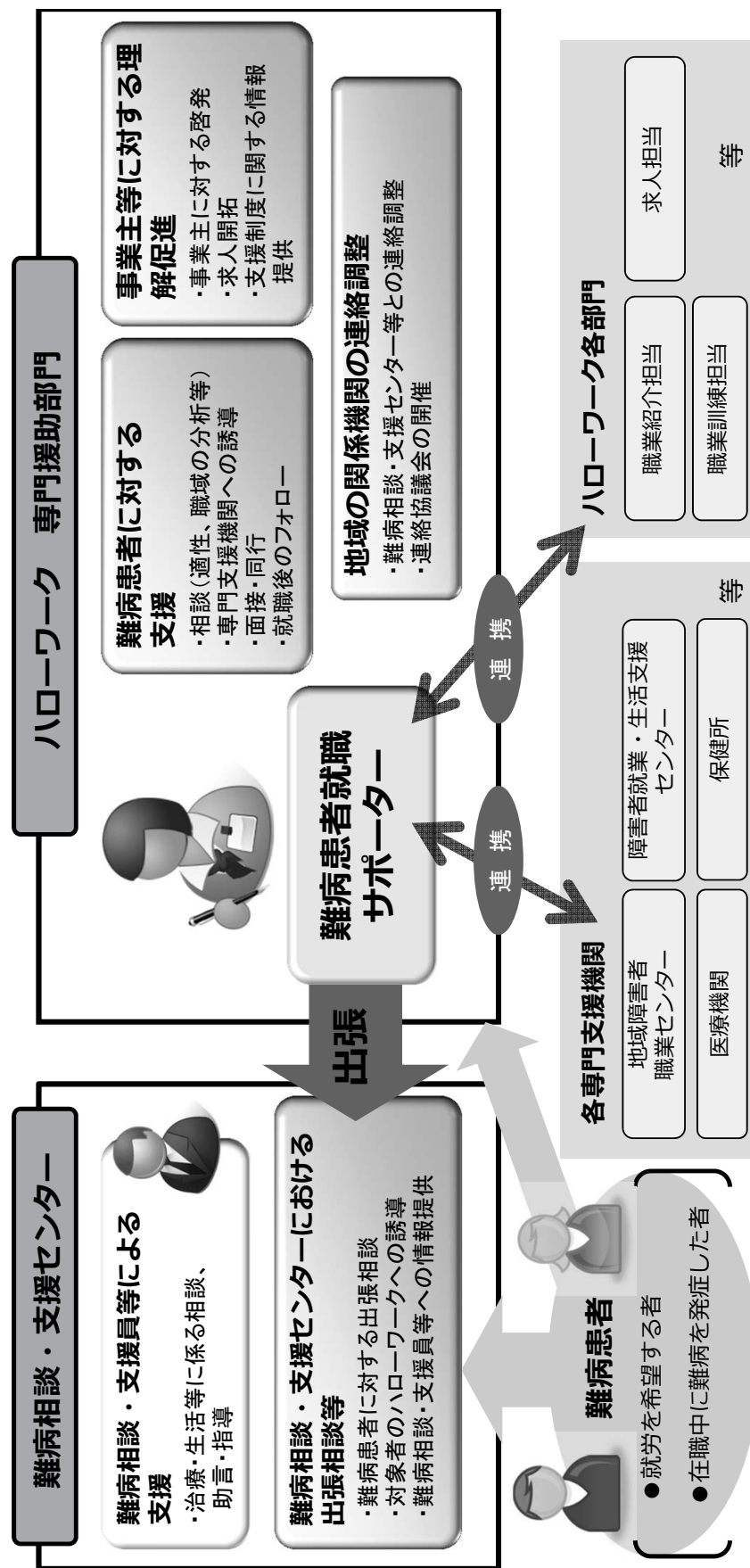
【就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）による支援スキーム】



難病相談・支援センターと連携した就労支援の実施

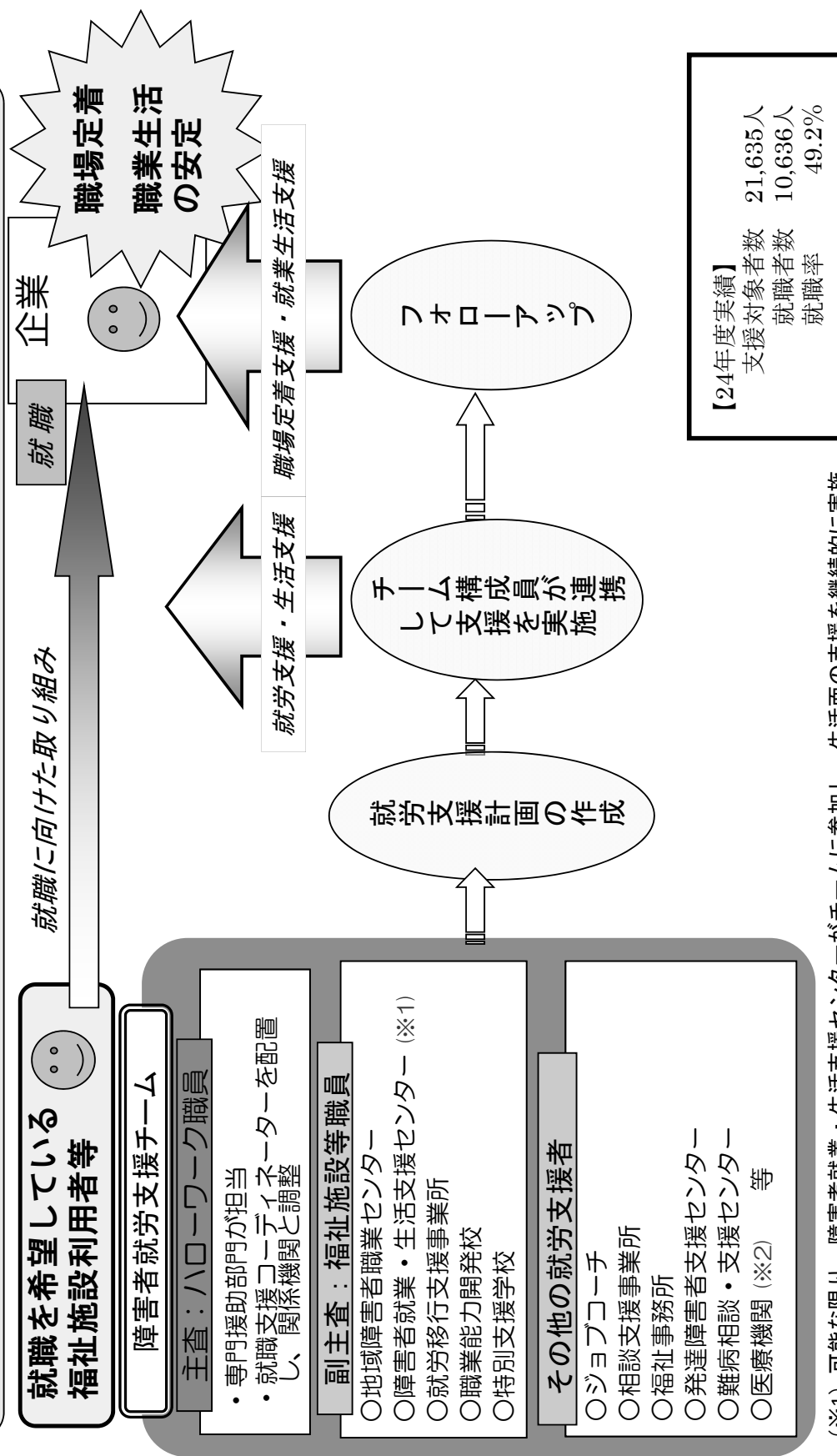
ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

※ 配置数 : 全国15人
配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
活動日数 : 月10日勤務
採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等



障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）



（※1）可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。
 （※2）支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校の教職員の企業での就労に対する不安感を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取り組みを実施。

- 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進
- 関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案



都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、医療機関等への助言

一般雇用の理解促進

障害者に対する職場実習推進

- 職場実習に協力する意思のある事業所の情報収集
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 実習実施に係る職場実習協力事業所への受入依頼
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

職場実習の推進

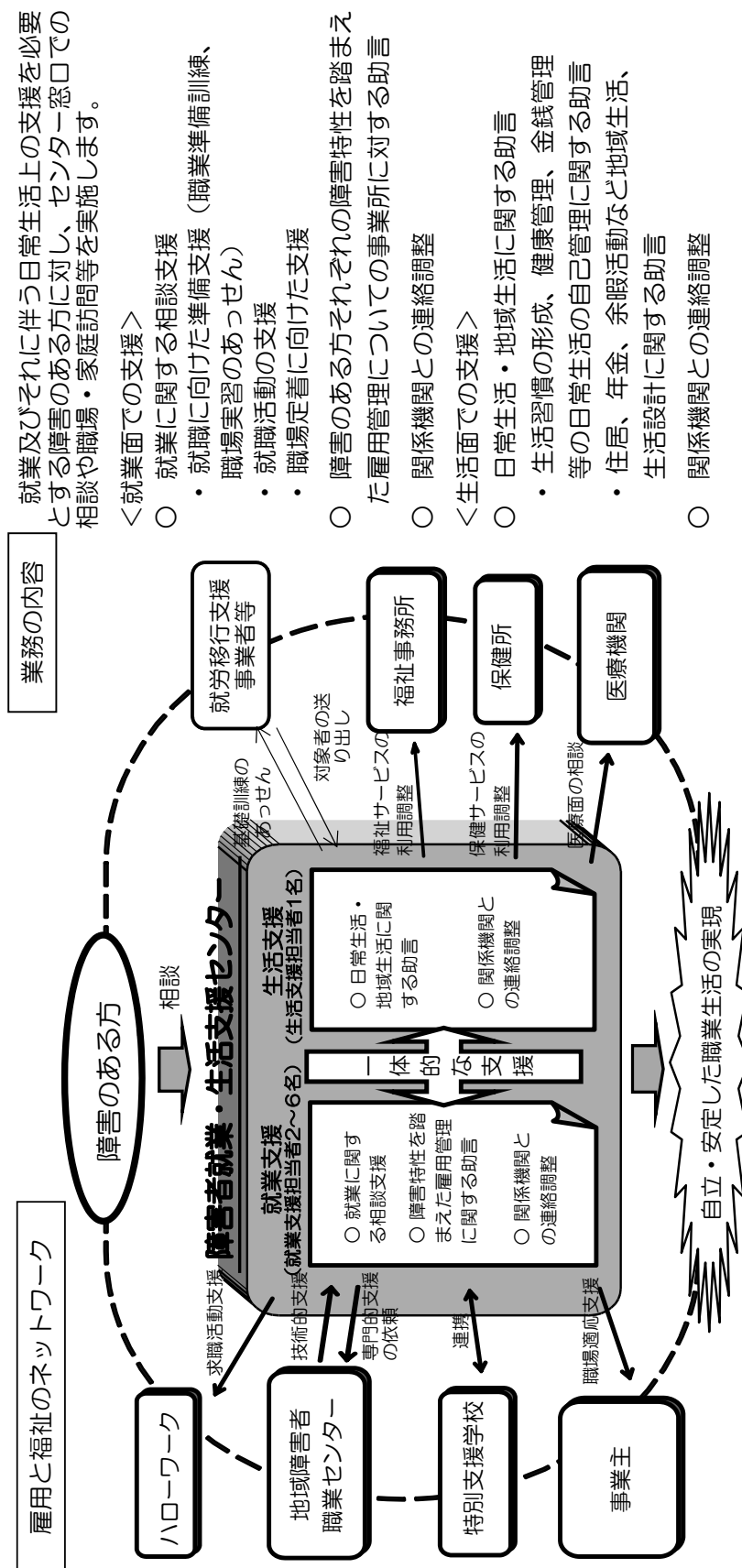
※ 平成25年度においては、就職支援コーディネーター（一般雇用移行分）（計32名）を配置

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

21センター（14年5月事業開始時）→ 319センター（26年1月現在）

21センター（14年5月事業開始時）→ 319センター（26年1月現在）



【24年度実績】	対象者数	110,914人	
	就職件数	15,431件	就職率 73%

地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

地域障害者職業センターが実施する就業支援基礎研修

対 象 者

就労移行支援事業者、福祉、教育、医療等の関係機関において障害者の就業支援を担当する職員を対象

研 修 の 内 容

効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術等（就業支援の基本的知識・理念・就業支援に関する制度、地域における関係機関の役割と連携方法及び企業における障害者雇用）に関する内容となっています。

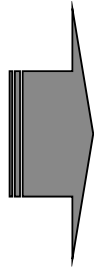
なお、この研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の就労支援関係研修修了加算に係る厚生労働大臣が定める研修（※）に該当します。

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号の就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修

「チャレンジ雇用」について

「チャレンジ雇用」とは

1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、知的障害者等を非常勤職員として雇用。



各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現。

(注)各府省・各自治体においては、職場実習の受入についても積極的に実施。

厚生労働省における「チャレンジ雇用」実施状況

厚生労働省では、各省庁等に先駆けて、平成19年度から、知的障害者等の「チャレンジ雇用」を推進・拡大。

平成25年3月1日現在 315人

(内訳) 身体 3人 知的 231人 精神 87人

※重複障害者 6人

